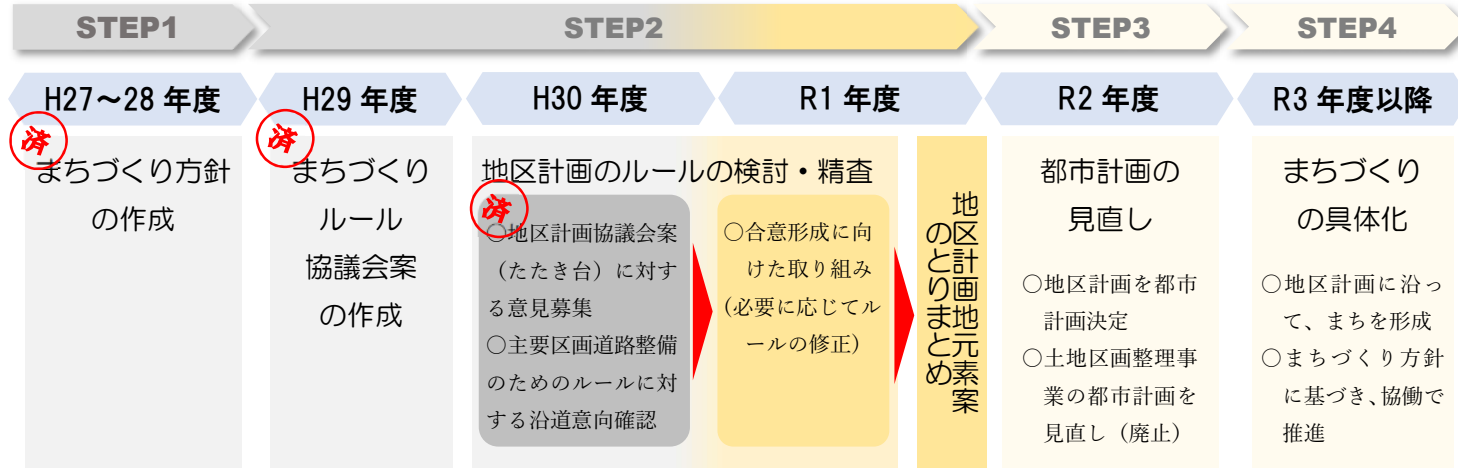
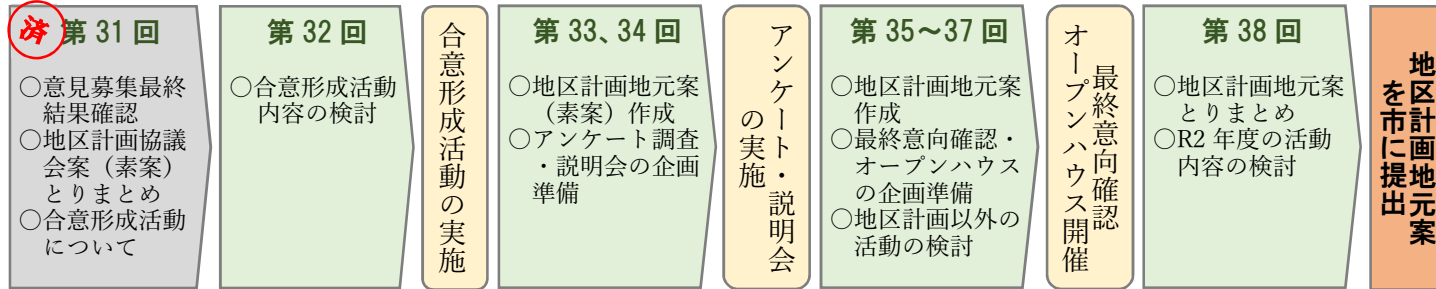


今後の取組スケジュール（予定）



令和元年度の活動予定

令和元年度の活動目標：地区計画地元案をとりまとめる



検討会の内容や、アンケート・説明会等の実施については、今後の検討状況、合意形成活動の状況によって変更することがありますので、ご了承ください。

今後の検討会の開催予定

第32回検討会の開催

日時：令和元年6月26日（水）
19時～21時（予定）
会場：大門中自治会館
内容：合意形成活動内容の検討



- ・協議会には、いつでも入会できます。
- ・地区のまちづくりに関心のある方のご入会をお待ちしています！
- ・検討会の傍聴もできますので、お気軽にお越しください。
- ・私たちと一緒に、地区計画やこれからの大門中地区のまちづくりについて話し合いましょう！

【問合せ先】さいたま市 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課 企画・支援係
住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（本庁舎9階）
Tel:048-829-1444・1445 / Fax:048-829-1976
E-mail:machidukuri-somu@city.saitama.lg.jp

市ホームページもご覧下さい！

大門地区

検索



編集・発行：大門地区まちづくり協議会 / さいたま市 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課 企画・支援係
令和元年6月発行（共同発行）



大門地区まちづくりだより

第35号



令和元年度協議会活動スタート！

地区計画地元案のとりまとめに向けて、合意形成活動に取り組んでいきます！

令和元年度定期総会 & 第31回検討会

開催概要

日時：令和元年5月15日（水）19:00～21:15

会場：大門中自治会館

令和元年度定期総会（19:00～19:30）

- ・平成30年度会計報告
- ・令和元年度活動予定
- ・令和元年度予算

第31回検討会

- ・地区計画協議会案（たたき台）意見募集の最終結果
- ・今年度の活動の進め方について
- ・今後の合意形成活動について



■定期総会・検討会の様子

主な話し合いの内容

令和元年度定期総会

- 平成30年度の決算、令和元年度の活動計画・予算について決定しました。
- 本年度も、市の「まちづくり支援補助金交付制度」を活用することとしました。

第31回検討会

【意見募集の最終結果について】

- まちづくりに対する経験がない中でアンケートに答えることは難しいのではないかと。
- 地域の方々から「よく理解できていないのにアンケートに答えて後で責任が生じて困る」といった話も聞く。

【今後の合意形成等の活動の進め方について】

- ルールの内容が難しいため、もう少し分かりやすくした資料があるとよい。
- 一度原点に立ち返って、地区計画を検討するに至った動機を再確認することが必要なのではないか。
- 道路や下水道など生活に身近な話題から関心を寄せてもらうことができないか。

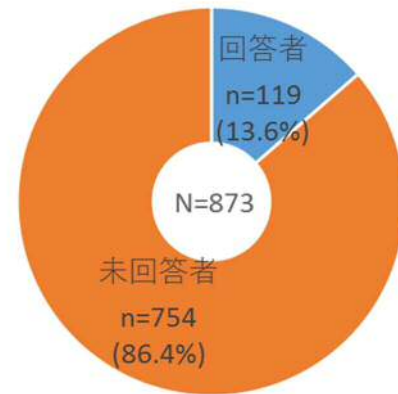


内面では、昨年度実施させていただいた「地区計画協議会案（たたき台）」に対する意見募集の結果を掲載しています。是非ご一読ください。

「地区計画協議会案（たたき台）」に対する意見募集結果

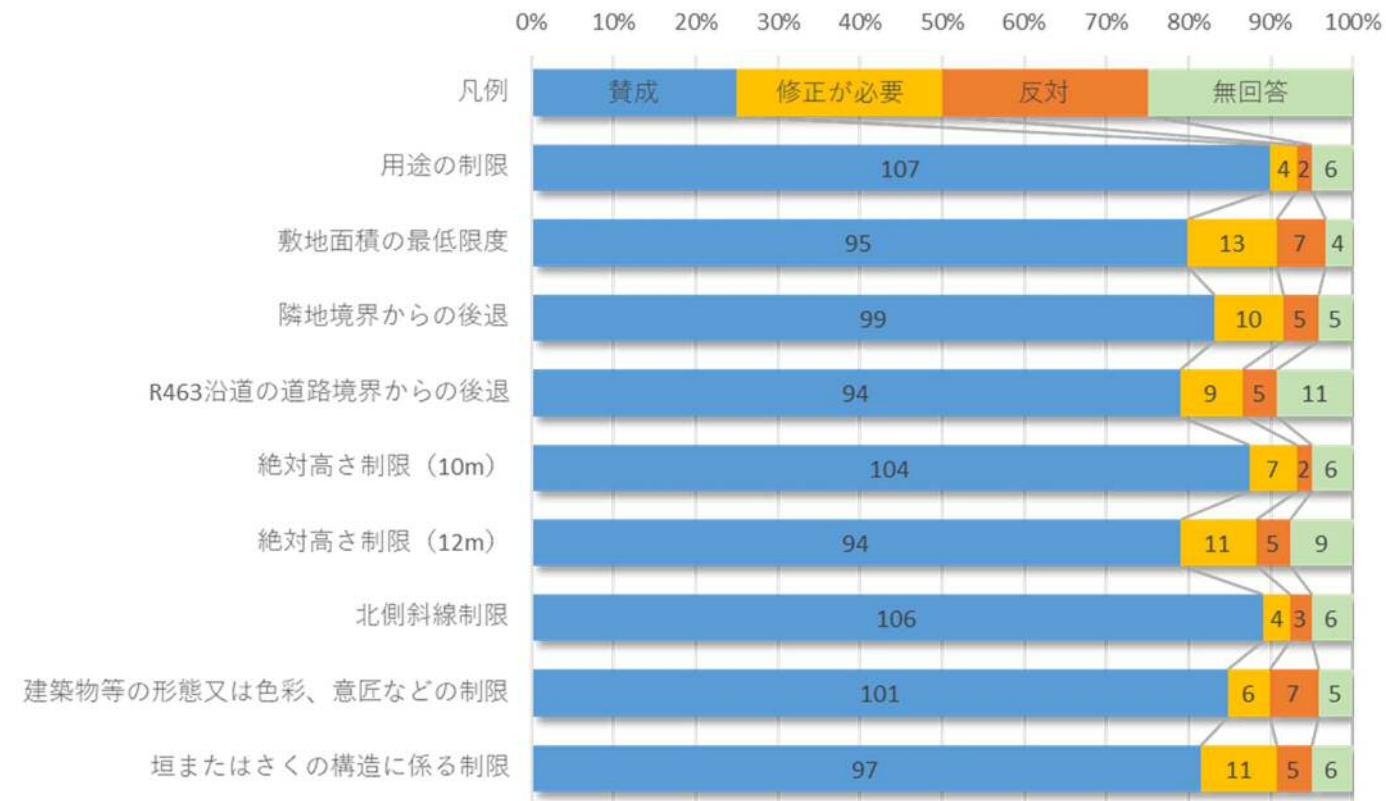
実施概要

- 対象者 : 地区内居住者及び権利者
- 実施方法 : 郵送配布、郵送回収
- 配布数 : 873通
- 回答数 : 119通 (回収率13.6%)



意見募集の回答率は13.6%であり、今後より多くの皆さまのご意見をお伺いしながら、「地区計画地元案」をとりまとめる必要がありますので、今後とも忌憚のないご意見をお願いします。

意見募集結果の概要



- 「敷地面積の最低限度」、「国道463号沿道の道路境界からの後退」、「絶対高さ制限(12m)」の3つのルールについては、他のルールに比べて賛成の割合が低い結果でした。(8割弱)
- 「用途の制限」、「絶対高さ制限(10m)」、「北側斜線制限」の3つのルールについては、賛成の割合が比較的高い結果でした。(9割弱)

各ルールに対する主なご意見

建築物等の用途の制限



- 今の住環境を維持するために必要。
- 物流倉庫や産業廃棄物の集積場など制限した方が良い。

建築物等の敷地面積の最低限度



- 最低敷地面積は120㎡ではなく、100㎡、150㎡などにした方が良い。

壁面後退や壁面後退区域の使い方の制限(隣地境界からの後退)



- 敷地面積によらず一律隣地境界から75cm後退とした方が良い。
- 75cmではなく、50cmや65cmに統一した方が良い。

壁面後退や壁面後退区域の使い方の制限(国道463号沿道の道路境界からの後退)



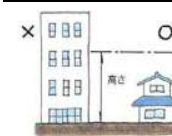
- 国道463号の歩道は狭く危険である。
- 既存の工作物等に対する取扱いが不明。
- セットバック部分の仕上げの検討が必要。
- 道路の拡幅や、道路空間の使い方を考えるべき。

建築物等の高さの最高限度(絶対高さ10mの制限)



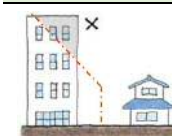
- 日照や景観等の観点から賛成。
- 3階建て住宅に建替える場合など状況に応じて適用除外にした方が良い。
- 法令(高度地区の制限)のとおり、15mが良い。

建築物等の高さの最高限度(絶対高さ12mの制限)/国道122号・国道463号沿道



- 地区内全域統一で10mにした方が良い。
- 12mではなく、15mや20mにした方が良い。

建築物等の高さの最高限度(北側斜線)



- 既存3階建ての敷地について適用除外にすべきでない。

建築物等の形態又は色彩、意匠などの制限



- 閑静な住宅街、落ち着いた街作りのため必要。
- 色彩などは制限しない方が良い。

垣又はさくの構造に係る制限



- 生垣や植栽の維持管理について配慮事項を設けた方が良い。
- フェンスの高さについて、1.5m以上でもよい。